

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一号)(衆議院提

出)要旨

本法律案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による株式の買取り等の業務の期限の延長を行うとともに、銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 現行法上、平成十八年九月三十日までとされている銀行等保有株式取得機構が行う株式の買取り等の期限を、平成二十四年三月三十一日まで延長する。

二 事業法人からの株式の買取りについて、新たに事業法人から先行して銀行株式を銀行等保有株式取得機構に売却することを可能とし、その買取り期間を平成二十四年三月三十一日までとする。

三 現行法上、平成二十九年三月三十一日までとされている銀行等保有株式取得機構が買い取った株式の処分の期限を、平成三十四年三月三十一日まで延長する。

四 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。